

重点方針専門調査会（第15回） 議 事 録

内閣府男女共同参画局

重点方針専門調査会（第15回） 議 事 次 第

日 時 平成30年 5 月16日（水）9:59～11:22
場 所 合同庁舎 8 号館 8 階特別大会議室

1．開 会

2．議 事

- ・男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項案について

3．閉 会

佐藤会長 定刻になりましたので、ただ今から第15回「重点方針専門調査会」を始めさせていただきます。

早速、議事に入らせていただきたいと思います。

カメラ撮りはここまでです。

(カメラ退室)

佐藤会長 配付資料について、最初に、事務局から御確認をお願いいたします。

岡田総務課長 では、確認させていただきます。

今日は資料1～3でございます。

資料1「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について(案)」。

資料2は、白河先生から御提出いただいた資料でございます。

資料3は、本日御欠席ですけれども、川島先生から御提出いただいた資料でございます。

この3点でございます。不足がございましたらおっしゃってくださいませ。

佐藤会長 それでは、今、御説明にもありましたように、これまでこの専門調査会の皆さんの御意見を踏まえて、男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項(案)について用意していただいていますので、それを御説明いただいて、御議論していただければと思います。

まず重点取組事項(案)のうち、資料1の「3.女性に対するあらゆる暴力根絶」のところから、5ページの の上までが女性に対する暴力に関する専門調査会において御検討いただいている部分です。その検討状況について辻村会長より御説明いただければと思います。

辻村議員 それでは、私から重点取組事項のうち、女性に対するあらゆる暴力の根絶に関する部分について、女性に対する暴力に関する専門調査会の会長の立場から御説明をさせていただきます。

ただ今紹介がありましたように、お手元の資料1の4ページ、項目 の「3.女性に対するあらゆる暴力の根絶」を御御覧いただきたいと思います。

女性に対する暴力は、重大な人権侵害でありまして、その根絶に向けた取組を強力に進めていかなければなりません。女性に対する暴力の実態は、依然として厳しい状況にあり、この暴力の多様化やSNS等を取り巻く環境も大きく変わってきております。また、昨年6月の性犯罪に関する刑法の改正や薬物を使った性暴力の問題、更には財務省に係るセクハラ事案など、この問題に関する社会の注目度は極めて高くなっております。重要性も高いと考えております。

女性に対する暴力に関する専門調査会におきましては、今般の重点取組事項に関連して3月、4月に計2回、専門調査会を開催いたしました。内閣府、警察庁、厚生労働省、財務省等の関係府省から、基本計画及び昨年の重点方針等に基づくこれまでの取組状況についてヒアリングを行いました。4月の調査会では、財務省事務次官セクハラ事案に関連して、会長コメントを発表いたしました。その上で各委員の御意見をいただいたところです。

冒頭では、昨年度実施いたしました男女間における暴力に関する調査の結果に触れつつ、ただ今申し上げました女性に対する暴力の根絶に向けた基本的な考えを記しております。これがお手元の4ページの1番上のところでございます。この調査結果について若干、特徴的な数字を挙げさせていただいております。

そして昨年度の5項目に加えて、重点的に取り組むべき柱として6つの項目を立てておりますので、順に説明させていただきます。番号が付いておりません。鍵括弧になっておりますけれども、6項目に分かれております。

柱の1つ目でございますが、性犯罪・性暴力の対策の推進についてです。これは御承知のとおり、昨年、性犯罪に係る刑法が一部改正となったことを踏まえまして、附則第9条に基づく性犯罪に関する各種施策の3年後検討に向けて、平成24年7月に女性に対する暴力に関する専門調査会において作成いたしました報告書「『女性に対する暴力』を根絶するための課題と対策～性犯罪への対策の推進～」及び衆参両院法務委員会による附帯決議の趣旨を踏まえた必要な取組を実施することを盛り込んでおります。

更に、性犯罪・性暴力被害者のための行政が関与するワンストップ支援センターの設置促進及び運営の安定化がございまして。第4次男女共同参画基本計画において、平成32年までに各都道府県に最低1か所設置することを目標としており、本年4月現在、43都道府県まで設置が進んでいるところでございます。これについて目標の前倒し実現を図るほか、運営の安定化、質の向上を図るというものです。そのほか、犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度の拡充や、性犯罪捜査体制の整備、薬物やアルコールを使用した性犯罪・性暴力について、広報啓発を初めとする適切な対応を行うことについても盛り込んでおります。

柱の2つ目が、セクシャル・ハラスメント防止対策の推進となっております。ここは付いておりまして調整中となっておりますけれども、実際、文面はほぼでき上がっておりますが、本日、公表する段階に至っておらず、現在、各省庁で調整中であるということでございます。このスペースが非常に小さくなっておりますが、こんなに短いわけではございません。他の項目と同等以上のスペースで当然考えております。

私のほうで、概ね書かれる予定の内容を口頭で申し上げます。今般の財務省の事案につきましては、メディアと行政という男女雇用機会均等法と人事院規則の双方に関わる場面で起こった事案でありまして、事業主の認識不足によって対応が不十分になる危険を持っているところでございます。そこで事業主が被害者の保護救済のために果たすべき責務を果たせていないことが、問題が発生する一因となっていると考えられます。

セクシュアル・ハラスメントは女性に対する暴力であり、重大な人権侵害であるという点を踏まえ、研修によるセクハラ被害の防止に係る法令等の周知徹底でありますとか、外部の者に対するセクハラ事案についても、しっかりと相談に対応できる窓口の設置でありますとか、更にセクハラ対策の実効性を確保するための具体的な方策、これは広い意味でございましてけれども、それに対してしっかりと検討を進めていただきたいと思いますと考えております。

そのような内容がここに記載される予定でございます。

柱の3番目は、若年層を対象とした性的な暴力の根絶でございます。いわゆるアダルトビデオへの出演強要問題、そしてJKビジネス問題については、昨年5月、この問題に関する関係府省対策会議が取りまとめた今後の対策に基づく施策を推進していくほか、昨年4月に犯罪対策閣僚会議で決定いたしました、子供の性被害防止プランというものがございませけれども、これについても引き続き対策を総合的に推進していただくということです。そのほか、若年層の性的搾取に係る相談、支援の在り方の検討、若年被害女性に対する居場所の確保及びアプローチの仕組みの検討などについても盛り込んでおります。

次が柱の4つ目でございますけれども、これがいわゆるDV、配偶者等からの暴力の被害者への支援の拡充等という項目でございます。配偶者等からの暴力の被害者やその子供等への支援体制の充実を図るために、市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置促進。2番目が婦人保護事業の見直しの検討。3番目が関係機関相互の連携体制の整備強化等に取り組む。4番目として、加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の構築に関する今後の在り方を検討することについて盛り込んでおります。

また、平成25年度に改正された配偶者暴力防止法の改正部分、これは共同生活を共にする交際相手からの暴力でございますけれども、それについてフォローアップを行い、今後の対策の見直しと強化に向けた検討を進めるとともに、交際相手からの暴力被害の実態等についても併せて把握を行うことについても盛り込んでおります。

柱の5つ目ですけれども、これがストーカー事案への対策の促進でございます。引き続きストーカー総合対策に基づく取組を推進し、ストーカー情報管理業務等の充実・強化に取り組むとともに、ストーカー事案根絶のためにもストーカー加害者更生に関する取組を実施していくことについて盛り込んでおります。

最後の柱が、女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤作りについて、でございます。暴力の多様化に応じた的確な実態把握の推進に加えまして、様々な状況に置かれた被害者に必要な情報が届くよう、ソーシャルネットワークサービスなどの新たなコミュニケーションツールの活用も含めた効果的な広報・周知方策を検討すること。そして、警察、検察、学校、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等を初めとした各機関における連携を更に促進するとともに、職務関係者に対する研修等を充実することを盛り込んでおります。これらの内容につきましては、男女共同参画会議として取りまとめ、内閣総理大臣及び関係大臣に対して取組を求めるべきだと考えております。

なお、先ほど申しました現在調整中のセクハラに関する項目につきましては、5月23日の男女共同参画会議までの間に、メール等により委員に事前にお示ししたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

私からの説明は以上です。ありがとうございました。

佐藤会長 一部調整中の部分もあるということでしたけれども、3の女性に対するあらゆる暴力の根絶のところは、重点調査会の最初にも御説明しましたように、女性の暴力に

関する専門調査会で御議論いただいて、その取りまとめをここに入れさせていただくということになっていきますので、御了解いただければと思います。辻村会長は両方入られていますし、種部委員も両方入っているということで、そういう意味では連携はできているかなと思います。

ただ、確認でセクシュアル・ハラスメントは検討中ということですが、今の御説明は基本的にはまず現行法、民間で言えば均等法で、公務員の人事院規則で言われてことがきちんとやれていない部分もあるので、まずそれをきちんとやってくださいという事業主責任。もう1つは、広目にまだ課題があるとすれば、これから検討するという趣旨でいいですか。大きく2つということで、事前には皆さんに見ていただける機会はあると思いますけれども、そちらにお任せするというので、そういう形でもよろしいでしょうか。そういう意味で、御意見は伝わる形になっておりますので、その辺は御了解いただければと思います。

それでは、女性に対する暴力に関する部分以外の重点取組事項（案）について、事務局からまず御説明いただければと思います。

岡田総務課長 では、御説明させていただきます。

資料1を御覧いただければと思います。この重点取組事項（案）につきましては、前回の重点方針専門調査会で骨子案ということでお示しさせていただきました。先生方への本文書の御送付が大変遅くなりまして、申しわけございませんでした。

まず1枚目を御覧いただければと思います。これは考え方を記したものでございます。前回お示ししました骨子の部分に肉付けをしております。

1段落目、2段落目では、これまでの成果ということで記載しております。

3段落目、女性活躍以前の問題として、これは前回も御意見をいただいたところでございますけれども、幾つか例えばということで具体的に記述をしております。

4段落目でございますが、女性活躍の場の拡大は生産性向上、経済成長の重要な柱の1つというところですが、健康確保、自己投資の時間の確保につながる働き方の改革を推進し、女性の就業環境を整備というふうに追記しております。

5段落目、前回、串を刺してという御指摘もあったところでございますが、この段落の冒頭のところで、こうした取組を一体となって進めることによりということで、串刺しをさせていただきます。

そして最後の段落でございますけれども、こうした基本的な考え方に基づき、来年度予算等に反映することにより、重点的に進めるべき具体策として以下の取組を求めるということで、基本的な考え方を記しております。

1枚おめくりいただければと思います。大きな柱の1つ目でございます。女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現というところでございます。前回お示ししました骨子のおり、柱は3つでございます。それぞれの柱に考え方を記しまして、その後具体的な意見を記載するという形をとらせていただいております。

「1．生涯を通じた女性の健康支援の強化」でございますけれども、1段落目では、女性が健康であることは、女性活躍の基盤であるということ。女性が生涯にわたり健康に生活できるように、ライフステージごとの課題に応じて支援することを記載しております。

2段落目、それに基づいて何が必要かということに記載しておりまして、3段落目では企業における取組も必要であるということを書きまして、4段落目ではスポーツを通じた健康増進ということに触れております。その考え方に基づきまして具体的な項目案として、女性の健康増進に向けた取組、スポーツを通じた女性の健康増進という2つの項目を挙げさせていただいております。この2つの項目は骨子案と同じでございます。

「2．困難を抱える女性への支援」でございますけれども、ここでは就学中の若年女性が妊娠した際、退学を余儀なくされるなどの学業の継続が困難になると、その後、貧困に陥ることが懸念されるということを示し、2段落目では、その女性が非正規雇用労働者の割合が高いということを示すか、これは1番最初のときにお示しした資料でございますけれども、貧困等の生活上の困難に陥りやすいということを書きまして、考え方を書いてございます。また、それに基づいて具体的な項目としまして3つ掲げておりまして、若年女性が妊娠した際の対応、ひとり親家庭等への支援、非正規雇用労働者の待遇改善、この3つの項目を掲げさせていただいております。

4ページは3ということで、今、辻村先生からお話があった部分でございます。この1～3で最初の大きな柱を構成しております。

2つ目の大きな柱、5ページ目の下のほうに「．あらゆる分野における女性の活躍」というところがございます。ここでは3つ柱を設けておりまして、1つ目が女性活躍に資する働き方の推進、生産性・豊かさの向上に向けた取組の推進というものでございます。ここでも冒頭に考え方を示しまして、後で項目として具体的な意見を述べております。5ページ目の下のほうでございますけれども、ここでは働き方改革ですとかテレワークの推進に当たっての考え方、また、学び直しの必要性を述べております。

前回、末松委員から地方での働き方が変わりつつあるという御指摘がありまして、骨子案では後で御説明いたします、あらゆる分野での参画拡大の中に地方での取組を掲載しておりましたけれども、本文、今回はこちら、女性活躍に資する働き方というところに移しております。

1枚めくっていただきまして、2段落目のところは学び直しのことを書いておりまして、次の段落に地方の働き方ということで書いております。具体的な項目としては、1つ目、多様で柔軟な働き方の推進。2つ目がワーク・ライフ・バランスの推進。3つ目がテレワークの推進。4つ目がリカレント教育の拡充。5つ目が女性活躍による地方創生ということでございます。

「2．男性の家事・育児等への参画促進」でございます。ここでは男性の働き方や意識の変革を含めまして、男性の家事・育児等への参画を促す必要があるという考え方を示しまして、具体的には男性の育児休業等の取得の促進という項目と、8ページですけれども、

男性の家事・育児等への参画についての国民全体の機運醸成、この2つの項目を掲げさせていただきます。これは骨子案でお示した項目と同じでございます。

「3. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成」でございますけれども、こちらは女性活躍推進法が完全施行され、既に2年が経過して、3年後見直しの規定も踏まえた対応の検討が必要であるということを1段落目で言い、2段落目では女性役員候補者のことを述べ、3段落目では、ほかの分野についての取組が必要であるということを述べまして、4段落目では長時間労働の是正に加えて、多様な柔軟な働き方の実現の1つに起業というものがあるということを述べております。起業に関しては、課題もあるということをご考慮を述べております。

次の段落では、女性研究者、技術者の活躍の促進ということで、理工系のことを述べておりまして、次の段落では前回、白河先生から御発表いただきましたけれども、メディア分野における女性の活躍の推進ということも載せてございます。最後に、政治分野での女性活躍のための取組ということで述べております。

以上の考え方を踏まえまして、具体的な項目としては、繰り返しになりますけれども、8ページの下のところでは女性活躍推進法に基づく取組の推進、9ページに行ってくださいまして、上場企業における女性役員登用の推進、企業や団体における女性の参画拡大に資する環境整備、メディア分野における女性活躍の推進、これは骨子から1つ加わっている部分でございます。次に、女性の起業に対する支援の強化、政治分野、司法分野、行政分野における女性活躍の促進、科学技術・学術分野における女性活躍の促進、国際的な協調及び貢献に向けた取組、この項目を掲げております。

「女性活躍のための基盤整備」でございます。ここは骨子案では2つの柱を出させていただきます。今回、文章化ということでは3つにさせていただきます。

1つ目の「1. 子育て・介護基盤の整備及び教育の負担軽減に向けた取組の推進」では、基盤の整備ですとか処遇の改善についての考え方を記載し、また、具体的な意見を述べるとのことでございます。1つ目は待機児童解消や介護離職ゼロに向けた子育て、介護基盤の整備。2つ目が教育の負担軽減に向けた取組の推進でございます。

次ですけれども、新しい柱を立てました。「2. 男女が共に多様な選択を可能とするための教育・学習の充実」でございます。前回お示しました骨子案ではこの項目はございませんでしたけれども、前回の調査会におきまして先生方からアンコンシャス・バイアスの気づき、意識改革の必要性ですとか、キャリア教育の必要性について御意見をいただきましたので、1つ柱として設けております。項目としましては、学校教育段階からのキャリア形成に係る学びの充実。1枚めくっていただきまして、学校現場等におけるいわゆるアンコンシャス・バイアスへの対応、この2つの項目を掲げてございます。

最後ですけれども、「3. 女性活躍の視点に立った制度等の整備」ということで2つ、働く意欲を阻害しない制度等の在り方の検討、2つ目は男女共同参画の視点からの防災・復興の取組ですけれども、ここでは男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針とい

うのを平成25年に作っておりまして、その改訂を行うべきということで記していただきました。

以上でございます。

佐藤会長 どうもありがとうございました。

これから皆さんに御意見を伺うようにしますが、先ほど女性に対する暴力の根絶は専門調査会にお任せということですので、意見を出してはいけないという意味ではなくて、ただ、意見を伺って、それを辻村会長も調査会で取りまとめいただくという趣旨ですので、それは御了解いただければと思います。

まず皆さん御意見があると思いますので、小山内委員からずっとお話しただいて、1人2分か3分でまず回っていただいて、残った時間があればまた手を挙げていただく。そうしないと最後の方に全然時間がなくなってしまうのもあれかなと思いますので、ひと通りずっと、まず最初は2～3分をお願いし、その後、もう1度時間があれば当然御意見を伺いますけれども、初めに10分しゃべってしまうとなるとあれですので、すみません、その辺は御了解いただければと思います。

それでは、小山内委員から2～3分ずつをお願いしたいと思います。2巡目があるということで、すみません。

小山内委員 まず重点取組事項についてですが、総体的には非常にきめが細かく、全ての女性の実情を分析し、その課題解決に向けた取組事項になっていると感じています。2016年、2017年、そして、今年3年目ということなのですが、3年目にしていま一度、原点に戻り、振り返って取り組むことの重要性を非常に感じているところです。

4点あるのですが、まず1点目は3ページ目の非正規雇用労働者の待遇改善のところですが、ここの行政機関における非常勤職員の処遇改善なのですが、この非常勤職員の捉え方なのですが、行政機関では専門職の非常勤と、あとはどちらかというと補助的な仕事をする非常勤と2つに分かれております。恐らくここで言っているのは、専門的なスキルを持った非常勤職員の処遇改善ということを行っているのかなと思いますので、もしそうであれば、そういう言葉が必要ではないかと感じております。

4ページ目の性犯罪・性暴力への対策の推進のところですが、ここでワンストップ支援センターの設置促進及び運営の安定化という言葉がありますが、これは非常に私、重要だと思います。

性暴力の支援センターに関しては、DVセンターとかと違って、どちらかというと民間委託というか、財団とかが運営している場合が多いです。具体的に言いますと、例えばお金の部分なのですが、寄附金で3割、自治体からの助成金で3割、他の機関からの助成金で5割といったような、本当に不安定な経営状況の中で相談員のボランティアに頼った運営の仕方をしておりますので、そういったところで運営の安定化に対しての予算等をしっかりとつけていただく方向で進んでいただきたいと思います。

8ページ、9ページ、10ページに関連するところなのですが、8ページの真ん中

あたりに医療、スポーツ、運送、海事産業云々とあるのですが、ここに行政機関の中に入るのかもしれないのですが、消防とか警察とか自衛隊で働く方々の環境をやはり整える必要があるのではないかと考えています。

そういう意味で、10ページの行政分野における女性活躍の促進の最後のところに入れていただきたいと思うのですが、特に地方においては人口減少の中で担い手不足が予想される地域の安全・安心を維持する仕事をしている消防、警察、それから自衛隊等々の女性の参画拡大は必須であり、環境整備が必要である。また、ここでそういう職業は危険を伴う仕事であり、泊まり勤務などの不規則な勤務体制のもと、仕事をしております。そういう中では非常に子供を育てながら働く女性に対して先ほど来、出ていますアンコンシャス・バイアスが生じやすく、その解消のための取組を促進するべきであるといったような内容を、ここに追加して盛り込んでいただけたらと思います。

最後になりますが、12ページの防災のところですが、先ほど御説明で改訂を行うべきであるところで記されているのですけれども、この「べき」という言葉から感じ取る感覚といたしまして、25年に策定されました取組指針で何か足りない部分とか、支障を来す何かがあるのかなとどうしても感じてしまうのです。もしそれほどのことではなく、東日本、それから、熊本地震というように毎年のように大災害が生じている中で、もっと具体的に強化した取組が必要であるということであれば、ここは最後に「更に推進するべきである」と書いてあるので、改訂を行うべきの「べき」を取ったほうが非常に分かりやすく誤解を招かないのではないかと感じております。

以上でございます。

佐藤会長 ありがとうございます。

1番最初の3ページの下は、基本的には有期契約ということで全部入ると思いますが、一応、確認させていただきます。

言葉の使い方、常勤と非常勤の使い方、フルタイムとフルタイムでない使い方があるので、それはそういう意味ではないと思いますので、確認させていただきます。

では、白河委員、お願いします。

白河委員 資料2を御覧ください。今回のメディア女性たちからの告発を受けて、この現状でセクシュアル・ハラスメントを初め、あらゆるハラスメントへの抑止、防止、法整備などの対策が今、進むということをぜひ要望したいと思っております。セクハラ防止法などの新法の設定なども含めて、こういった文言も何か反映できないかと思っております。

1ページのところ。女性が抱える様々な困難、解決すべき課題として、認識されていない課題の中で、セクシュアル・ハラスメントは女性だけが受けるものではありませんが、女性が更に活躍する上での非常に大きな制約、最大の制約と言い得るものであります。また、解決すべきものとして認識されていない課題の際たるものではないかと思っております。このフェアネスの高い社会を構築して、女性の最大限の能力発揮を目指すということになりますと、このセクハラ対策というのは無視できないものだと思っております。

これに関しては、今の規定ではセクハラの禁止という事項がなかったり、セクハラというものに対しての定義がなかったりしますので、いずれは法制度というものでやっていくのが良いのではないかと考えています。

9ページのメディアの分野における女性の活躍の推進です。こちらで今、逆に番記者を女性ではなく男性にするなどの新たな性差別が生まれつつあったりしています。これはまさに女性の営業職さんなども似たような状況にあるのですが、あらゆる女性の就業者の活動を制限するという新たな差別があってはならない、そういった性差別的な対処法をしないということもぜひ盛り込んでいただけたら良いと思っています。

そして現在、告発をした方が逆に処分をされたり、異動になったりといったような事態が生じております。そのための防止策、通報者の保護とか報復禁止措置といったものも必要になると思っています。先般申し上げたように、メディアというのは無意識の教育、無意識のジェンダーバイアスを形作るものであります。こちらにおける女性記者、現在2割となっておりますけれども、さらにメディアで活躍する女性がふえ、また、意思決定層に増えるということは、日本の男女共同参画を推進する上で大きな力になると思いますので、ぜひこちらのことももう少し強い書きぶりで盛り込んでいただきたい。また、法整備になるとどのようなプロセスになるかわからないのですが、ハラスメントというものに対して厳しく、アメとムチではないのですけれども、ムチ政策もいれ、しっかり法律で取り締まるところが必要になると思います。

ILOが5月にジュネーブで開催されますが、今回の条約のテーマはまさにセクシャル・ハラスメントなのです。ですからこの条約をもし日本が批准するとしたら、仕事における男女に対する暴力とハラスメントの条約案に対応しないわけにはいかなない。これを機にしっかり法整備をしていくところも必要ではないかと考えています。

以上です。

佐藤会長 先ほど辻村議員から御説明がありましたように、かなり現行法でカバーされている部分、ただ、やれているかどうかは別です。だからそこはきちんと現行法で事業主がやらなければいけないこと、これはきちんとやらなければいけないし、それがカバーされていないところがあるかどうか。ここは議論していただくということのようですので、そういうときにぜひ白河委員の御提案も含めて御検討いただければと思います。

鈴木委員、お願いします。

鈴木委員 まず案の全体像につきましては、過去数年のこのペーパーと比べまして、課題の設定において数字を入れていただいたりしており、それから、その課題に対して割り当てるべき処方箋としての政策もうまくマッチしていて、全体に非常に分かりやすい構成にいただいたと思います。

その上で1ページの総論と言いますか、前文の中で、4段落目の「しかし」という段落ですが、この段落の最後の方で、これらは「女性活躍“以前の”課題であり」とされています。ここに書いてあることは、まさに女性活躍以前の課題なのですけれども、1点だけ、

「男女間の賃金格差」という言葉がここにあります。これが指しているのは不合理な待遇格差のようなことなのか、それとももう少し広く、結果として男女の賃金格差がこれだけまだありますよねという話を言っているのか、分からない。正規、非正規の間にも賃金格差がありますし、男性の中にも賃金格差がありますし、女性の中にも賃金格差がある。賃金というのは生産性そのものでありますので、差が生じるものです。

不合理な待遇格差を是正するというのはまさに活躍以前の課題であります。が、「男女の賃金格差」がもし後者のより広い意味だとすると、それは能力や実力のある女性が活躍できていない状況を活躍できるように是正していく結果として賃金格差が縮小するという話なので、男女間の賃金格差が女性活躍以前の課題だという言い方は、いささか雑な感じがしてしまいます。2段落目に書いてあるように女性就業者が201万人ふえたというのは、今の賃金で実現している雇用ですので、賃金格差が今よりも小さければ201万人は実は実現していない可能性があるわけでありまして、そこは気になったということでもあります。

次の「また」で始まる段落ですが、女性を単なる労働力としてではなく、付加価値を生み出す存在であるという認識を持つことが不可欠となるというところについて、女性自身が付加価値を生み出す存在であることは間違いありませんが、より重要なことは、男性も女性も同等に活躍できるようになるという多様性が付加価値を生み出す原動力になるという話なので、女性が付加価値を生み出す存在とだけ述べるのは少しひっかかります。最終的な書きぶりは会長に一任いたしますが、現状の書き方は気になります。

最後の制度のところ。これは昨年も全く同じことを申し上げたのですが、12ページです。働く意欲を阻害しない制度等の在り在り方の検討として、総合的な取組を進めるべきであるとされています。これは具体的には何を想定しているのか、昨年同様に抽象的過ぎて分からないのではないかと。この書き方ではこの会議が何を求めているのか分からないということをお願いしまして、昨年は短時間労働者の適用拡大について被用者保険に加入することのメリットを周知するとか、更なる適用拡大を検討するとか、そういうことを書いたと思います。今年も、これまでの制度改正の効果検証をするといったことが考えられます。配偶者控除の見直しは30年分所得税からなので、まだ効果はなかなか見えないかもしれませんが、しかし、源泉徴収は始まっています。被用者保険への適用拡大も中小企業へ道が開かれたり、実際に適用拡大が進んだりしています。その辺を検証して、更に何ができるのか検討せよといったことを具体的に何か書かないと、我々が何をここで言っているのか分からないのではないかと思います。これは去年も全く同じことを申し上げました。以上でございます。

佐藤会長 1ページ目のところについては、趣旨はよく分かりますし、もともとはそういう趣旨で書いたつもりだったと思いますので、そこは検討させていただきます。

高橋議員、お願いします。

高橋議員 1ページで強調されています少子化、フェアネスの高い社会の構築、これは以前、野田大臣が提出され、お話になったペーパーでも強調されていたポイントだと思い

ますが、この2点に関連して考慮していただきたいことを2点申し上げたいと思います。

まず第1点は、大きな3つ目です。10ページ、11ページが私の主な関心事でございますが、11ページの2行目から3行目にかけて、幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で極めて大切な時期であり、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、少子化対策を進める観点云々でございます。これは私、従来から申し上げていることですが、子育て支援というときに労働者としての親の支援と、教育者としての親の支援という2つが必要で、経済的負担の軽減というのは労働者としての親支援ということではありますが、子ども・子育て新制度には、親としての成長を支援するという文言もあると記憶しております。そういう意味で基盤の充実ということであれば、その点にも言及する必要があるのではないかと。バランスをとっていただきたいというのが第1点の要望でございます。

少子化対策に関連することでございますが、前にも申し上げましたけれども、内閣府に設置された少子化克服戦略会議で精力的に新しい議論が行われていると承知しておりますが、その座長をしている中京大学の松田茂樹教授は、従来の少子化対策は間違っていたということをはっきり指摘されて、2大政策である待機児童ゼロ作戦とワーク・ライフ・バランスを見直す必要があるということと、もう1つは3歳までは家庭で育てて、その後、パートやフルタイムで働きたいという方が多数いる。その方たちへの対応が欠落していたという御指摘があります。つまりフェアネスということを言うのであれば、どちらを選択するかは女性の自由でございますけれども、どちらにも公平な制度でなければならない。そういう観点からの補いが必要ではないかということでもあります。

もう1点、11ページの2でございますが、教育に関することでございます。文章そのものは特に異存はございませんが、懸念するのは最後の3行でございます。私の認識では1990年代から家庭科の教科書が自己選択、自己決定の権利というものを非常に強調していました。もちろん自己選択、自己決定の権利というものは基本的に尊重されるべきでございますが、バランスが崩れていることが問題だと思います。そのバランスとは何かと言いますと、大分古い話で恐縮ですが、かつて山谷えり子さんが小宮山厚生労働大臣に対して参議院で議論されたことがあります。望む数の子供を産まない理由について聞いてみると、経済的理由よりも妊娠しないからというのが49%だったという話がございました。つまり適齢期ということについて、きちんと科学的知見を教える必要がある。判断するのは本人の自由でございますが、ただ、自己選択、自己決定の権利を教えるだけでなく、出産などの適齢期についての科学的知見というものとのバランスを取らないと、それを実現させる教材などの基盤整備を充実させる必要があるというだけでは、自己選択、自己決定のことばかりが更に拍車をかけて強調されるおそれがある。ぜひ未婚化、晩婚化を踏まえて、それを少子化社会対策大綱でも明記されたライフデザイン教育、親になるための準備教育についてのことも少し補っていただければ、バランスがとれるのではないかと。

以上が私の意見でございます。

佐藤会長 最後の点、もしかしたら種部委員も言われたように女性の健康リテラシーも

たいな話で、もしかしたら2ページのほうが良いかもしれないですけども、趣旨としては女性自身が高橋議員が言われたようなことも知った上でどう判断するかということだと思いますので、どこに書くかは。

種部委員、お願いします。

種部委員 今おっしゃったように、2ページ目に書いてありますので、前回5月12日のときに御説明させていただいたとおり、今回、低用量ピルを書き込んでいただきましたけれども、ライフプランをかなえるための1つの方策、産みたいときに産めるようにするためにということは書き込んでいただいているので、取組としてはあるかなと思っています。

私からは2ページの1の女性の健康増進に向けた取組。今回については女性の健康の分野はとても厚く書いていただきまして、本当に働くだけではなくて1人の個人の生活を大切にするとということと、活躍の基盤を作っていただくということが厚く書いてあるのは非常にうれしいです。

このところに健康経営銘柄の取組を活用してというのがあるのでですけども、私はこの分野は詳しくないので分からないのでお聞きしたいところなのですが、健康経営銘柄というのは固有名詞というか1つの取組ですか。幅広くではなくて、取組が先進的なモデルのようなものだけ示すという意味だとすれば、モデルの人たちはやるけれども、そうでない人はやらなくても別に困らないよねというふうになると困ります。今年社外取締役を増やすためにCGコードにジェンダーが入れられたというのはすごく大きいと思うのです。まずモデルを作って、良い取組だねということが認められてから、次はもう少し強いインセンティブのあるところになっていくのかなと理解したのですが、ここだけで終わらないように、マストと言いますか、自主的に取り組んでくださいということができるよう書きぶりになるとうれしいなと思いました。

あと1点、11ページのところです。途中のところは全て現在行われている政策に対して、女性活躍とか、男性と女性の働き方とか、問題があるところを埋めていこうという作業だと思うのですが、今後の教育ということに関して言えば、11ページの2番目、男女がともに多様な選択を可能とする教育、学習の充実というものがございまして、男女と書くのはこれから先、少し考えていったほうが良いのではないかと考えています。

と言いますのは、将来的には、性別にかかわらず、という方向性を持っていくべきだと思うのです。男、女以外にも、すでに今企業では、ダイバーシティーとか取り組んでいるところが多いわけで、教育の分野についても男、女というだけではないと思うのです。全ての人、多様な人たちが全員活躍できる社会を目指していると思うのです。そういったしますと、男、女と書かれると、それ以外だと思っている人たちは、私たちはどうすれば良いのか、活躍しなくて良いのかということになるので、せめて教育の分野においては、書き直せるところがもしあれば、男女がともにと書いてあるところを、性別にかかわりなくというふうに置きかえることを検討してください。特にトランスジェンダーについては、学校の中で取り組む必要がありますので、それを入れていただけるように書きぶりを変えて

いただければ助かります。

以上です。

佐藤会長 前半のところ、健康銘柄がやや狭いので、確かに健康銘柄という話と健康経営という話があるので、そういう意味ではもっと広げるような書きぶりにといいことですね。

では辻村議員。

辻村議員 辻村個人の意見として、4点指摘させていただきます。

2016年から3年間の文書を比較してみました。今年の特徴は何かと言われると、順番が変わっていることです。昨年までは、
、
は、女性の活躍、安全・安心、基盤という順序だったのが、今回は安全・安心が先に出ている。これは恐らく3月20日の野田大臣のペーパーにもフェアネスが重視されていたように、原点に戻るといいことだろうと思います。そうすると、その特徴を確認した上で進める必要があると思いますので、1ページ目の書き方はこれでいいかと思いますが、その点を共有する必要があるのではないかということが第1点です。

第2点は、この3年間同じですけれども、男女共同参画会議で出すときは男女共同参画・女性活躍推進に関する取組と言うタイトルとなり、輝く社会本部が出す女性活躍加速のための重点方針のほうは、男女共同参画が消えているという構図になっている点です。参画会議に出す、男女共同参画が入っている文書から見ると、やはりこれまでもそうでしたけれども、5ページ目の、あらゆる分野における女性の活躍という表題の中に2番で男性の家事・育児への参画となっています。昨年は男性の働き方を変えないといけないという内容がメインになっていましたからいいのですが、今年はそこが縮小されているにもかかわらず、あらゆる分野の女性の活躍の中に男性の参画が書いてあることが奇異な感じになっているようです。そこで、あらゆる分野における男女共同参画の推進のように、こちらの文章だけ変えてもいいのではないかという感じを持っています。第3点は、7ページ、2の男性の家事・育児への参画のところでは、昨年、一昨年のものには意識改革があったのです。男性の意識改革をすることが前提だということがありましたが、3年間を比べてみると、今年文書には、男の意識改革の論点が完全に落ちていることに気づきました。意識改革と広報ところをわざわざ落とす必要はないと思いましたので、重視していただきたいということです。

4番目は、ポジティブ・アクションという言葉です。これは前回は発言しましたけれども、第4次基本計画では、第3次ほどではないですけれども、ポジティブ・アクションを非常に大きく扱っていて、その言葉がたくさん出てくるのですが、今年文書ではどこにも、1つも出ていないのです。あえてポジティブ・アクションという言葉を選んだのか偶然なのか、内容は同じことが書いてあってもポジティブ・アクションという単語が使われなくなっているということの意味を私も考えておりました。第4次基本計画を実現するための政策だということを見ると、括弧の中でもいいので、ポジティブ・アクションに当

たるようなものは、例えば理系の学術の促進などのところでは明らかにポジティブ・アクションが使われていると思うのですが、そういうところとか、あるいは男性にもポジティブ・アクションは当然使われなければいけないところですので、育児参画などのところもそうでしょうから、何か使えるところはポジティブ・アクションだということを明示していったほうが、少なくとも第4次計画との整合性はとれるのではないかと考えます。

差し当たり、以上です。

佐藤会長 6ページの女性の活躍のところ。これは女性が活躍するためには男性の家事・育児への参画が不可欠だということなのです。分かりました。それを変えるという意味ではなくて、違和感があるのではないかということですね。

堀江委員、どうぞ。

堀江委員 私からは3点ほどございます。

まず今回ですけれども、現在の社会の流れを酌んだものになっているなということを感じておりまして、アンコンシャス・バイアスであったりですとか、ESG投資だったりですとか、バランスとか政治の分野での女性の活躍というところも書いていただいたりとかして、すごく世界の目を意識されて書かれているのかなというところを感じまして、素晴らしいなと思っております。

先ほど鈴木委員がお話をされたところではございますが、何を指標とするのかということところがまだまだ抜け落ちている部分が若干あるのかなと思ったときに、全体ギャップというのが現在、日本は114位でまだまだ低いところがあります。ただ、そのこの部分の項目に入っているものは、全部こちらの中に盛り込んであるはずなので、そのこの向上を目指すなど、明確に書かれるというのはすごく重要なことなのではないかと思っておりますので、ぜひここは御検討いただければと思います。

あとは2点なのですけれども、まず学校現場でのライフキャリア教育というところを今回、加えていただいたところ、大変うれしく思っております。11ページ目になりますが、アンコンシャス・バイアスが原因で50%の女性が既に離職を考えているという状況を防止していくためには、学校現場での教育はすごく重要になってきますので、本当にありがたいなと思っております。

ただ、このときに職員の方への研修の充実というところもぜひ加えていただきたいと思っております。文章としては教職員への研修の充実を図るべきみたいなふうに書いていただければと思うのですけれども、というのも現在、教育学部の学生さんにキャリア教育を教えているのですが、教員以外のキャリアを知らないという状況が本当に多いです。進路を大きく左右する教員の方に向けても、ライフキャリア教育を拡充することが必要だと思っております。

もう1つ、可能であればアンコンシャス・バイアスのところに家族の在り方を含めたというところまで言及していただくと、離職とかそういった就業の面だけではなくて少子化対策にもつながるかなと思っております。多くの学生を見ていて、今、家族の在り方に対

してすごくネガティブなイメージを持っている学生がとて多くて、7割ぐらいが自分の親のようにはなりたくない、夫婦のようになりたくないと言っていたりという形で、それで結婚や出産とかをネガティブに考えているみたいなのところもありますので、そういった家族の在り方も含めたというふうに加えていただくと、少子化対策のところへもつながってくるかなと思っております。

最後、1点なのですが、今回、ライフキャリア教育を学校現場や就労の場からというところを12ページにも書いていただいておりますが、ここは文部科学大臣に向けたものですので、6ページの内閣総理大臣に出しているところにもぜひ加えていただきたいと思っております。場所としては6ページ目の「また、人生100年時代においては」みたいなところに書いてあるところで、出産後のリカレント教育のところとかは書いていますけれども、リカレント教育に限らず、子育て前の若手から性別問わずライフキャリア研修を受けるといこと、受講しやすいようにしていくなど、そういった形で文科省だけではなくて、そういった就労の場のところにもしっかりと明記することによって、本当に離職をしてしまう方も減ってくるのではないかなと思っております。

以上になります。

佐藤会長 室伏議員、お願いします。

室伏議員 簡単に4点ほど申し上げたいと思います。

1つは2ページですが、女性の健康増進に向けた取組について、情報の提供ですとか健診ですとか、いろいろ良いことを書いてくださっているのですが、1つ落ちていると思えますのが、女性特有の疾患とそのメカニズムに対する視点です。これは今、とても研究が後れていて、AMEDでも1つのプロジェクトとして取り上げようとしているのですが、なかなか予算が足りないということもあります。そういった研究の推進ということを一言入れておいていただくと、これからの政策の推進に役に立つのではないかなと思いました。

2つ目ですが、セクシュアル・ハラスメントについて、皆様から御意見が出ておりますけれども、私もこれは、特に大事だろうと思っております。海外の方々から「一体、日本はどうなっているんだ」と問われることも多くて、国の品位をもっと高めるためにも、この部分はぜひ良い形で発信していただきたいと思っております。

3つ目ですが、あらゆる分野の女性の参画の拡大というところですが。理工系について私もいろいろ申し上げさせていただいて、大変よく取り上げていただけてありがたいと思っております。ただ、生産性向上と持続可能な社会の実現ということで、全部包含されているのかもしれないのですが、できればバランスの良い社会の成長を促すという一言を入れていただくと、広がりがあるのではないかなと思っております。

最後ですけれども、11ページに学校教育の重要性を記載していただいて本当にありがたいと思っております。確かに先ほど御意見があったように、「男女が」というと、これからの社会ではもしかすると外れてくる方々がいらっしゃるかもしれないので、「性別にとらわれることなく自らの能力を」という書き方にさせていただいたほうが、良いのかなという

気もいたしました。

学校教育のことを1つ目、2つ目のところで述べてくださっていて、キャリア形成は高校生、大学生だけに特定されているのですけれども、今、小学校のころから既にキャリア教育は始まっておりますので、両方とも初等中等教育段階からという記載にしておいていただいたほうが、今後の社会の中で多様な教育を進めていく上では良いのではないかと思います。

以上です。ありがとうございました。

佐藤会長 それでは、横田委員、お願いします。

横田委員 全体的には、経済面で女性の活躍が日本社会にとってポジティブに影響するということが明示していただいているので、とても良いなと思っております。

私からは起業にまつわるところをお伝えします。まず7ページ目のリカレント教育の拡充の部分です。恐らく再就職の復職の中に含まれているのではあると思うのですが、リカレント教育の中で起業のコンテンツがまだ非常に少ない。該当の部署の方々に起業も含まれているんだということを認識がしやすいように、明示をしていただいたほうが良いのではないかと考えているのが1点。

あと8ページ目、9ページ目です。起業に関しても頭のほうでも触れていただいて、(経済成長の)1エンジンとして考えていただいているありがたいなと思っております。ただし、これまでの取りまとめと比べて、起業前のところにフォーカスした書かれ方をしまっているのは、ぜひ修正していただきたいと思っております。

経産省のほうで恐らくゼロイチの支援が大事だとおっしゃったと思うのですが、スタートしてからキャリア不足に気づくということと、起業したものの、どんどん倒れていくと悪循環になってしまう。やはり事業継続のための支援が欠かせないと思っております。スタートアップ後の事業継続支援もきっちりやっていくべきであるということを加えていきたいと思っております。

9ページ目の起業支援のところも、起業前のところに重きが置かれている。また昨年だと総務省など、ほかの各省も入っていたのですが、今回経産省に限定されている。幅広くICT化や、公共調達など事業継続支援というところを具体的に盛り込むことで、ほかの省庁にも御協力いただくことが多々あるかと思っておりますので、こちらの見直しをしていただきたい。

文言ベースで、検討していただきたいのが、マネジメント経験が不足しがちであるという点。間違いないと思うのですが、正確にはマネジメント経験の機会が不足しているので、そこはそういった書きぶりのほうがよろしいのではないかと考えております。

最後にセクハラです。女性の起業の立場からすると、組織に守られておりませんので、対組織となったときに外部の通報窓口が非常に重要になってまいります。辻村先生がおっしゃっていた事業主の改善に加え、外部通報窓口みがもしあるのであれば周知をもっと広めてほしい。

以上です。

佐藤会長 今回の点で言うと、基本的には現行で言うとセクシュアル・ハラスメントは企業に雇われている人で、相談窓口も労働局ですから、基本的には企業に雇われている人なのです。そういう意味では、それ以外については基本的に企業に雇われている人向けのものはあるわけです。法律も相談窓口も外には。だからそこはもちろん課題だというのはよく分かりますので。

渡辺委員 私からは2点申し上げたいと思います。

1点目は9ページ目の上半分です。企業についての取組が書いてありまして、いつも申し上げていますが、企業は何しろ人数から言うと非常に大きいのですので、ここをいかにしっかりできるかというのが、日本全体の取組及び結果につながっていくと思います。

上場企業における女性役員登用の推進なのですが、ここは周知啓発を行うとか、研修を実施することで、従来やってきたことを継続しようというふうに取り取れます。それから、次の企業や団体における女性の参画拡大に資する環境整備も、ここもアンコンシャス・バイアス解消のための取組を推進する、取組を進めるべきなど、こういう言い方になっていまして、どちらかという時間がかかる、長期的な視点に立ったものになっています。もちろんそれは大変大事ですので、書くべきだと思いますけれども、短期的にある程度効果が出るようなものも入れるべきではないかと思えます。

私からの提案は、前回も申し上げたのですけれども、特に企業で女性登用のメリットをデータで皆さんと共有していくことは、短期的にもできることだと思います。次の基本計画を作ることもそろそろ視野に入れるべきだと思うのですが、基本計画を作るときに成果を測る指標でいつも苦労されるという現状がありますので、データを早い段階から、どういうデータが有効かというのを見ながら、次の基本計画の指標につなげていくことも必要で、それはぜひ入れていただきたいと思えます。

2点目は、10ページの科学技術・学術分野における女性活躍の促進についてです。ここで言っている学術というのは、理学・工学だけを言っているのではなくて、全ての学術に関して広がりを持つという趣旨のことだと思うのですけれども、実際にここに書いてあることは理学・工学のことだけが書かれています。理学・工学も狭い範囲に閉じてしまうと余り効果がない。むしろほかの分野、例えば人文学や社会科学、こういうものと連携しながら社会に役立っていく。こういうことが非常に重要なのですけれども、そういうことが書いていないので、分野の壁を越えて社会的な課題にこたえていく、そういう学術が必要なのだと、そういうことをもっと進めるべきなのだということを入れていただきたいと思えます。

先ほどポジティブ・アクションの話がありましたが、実は科学技術・学術分野においてポジティブ・アクションの成果というのが出てきているのです。九州大学では女性限定で採用した人の成果とそれ以外、一般公募で採用した女性研究者、男性研究者を比べると、女性限定で採用した女性が一番成果を上げているというデータも出ています。つまり女性

限定だと優秀な女性が多数応募し、そこに集まるのです。その結果、一般公募よりも優秀な女性を採用できるという成果もあるので、そういう成果も共有しながら、女性限定というのが単に女性のためというよりも、成果を上げるために重要だということもぜひ共有できるようなポジティブ・アクションの推進をここに入れていくことも、1つ大事なのではないかと思います。

以上です。

佐藤会長 まだ2巡目、もう少し時間があると思うのですがけれども、重点取組事項は今回の場合ですと辻村議員が言われたように、どういう考え方をまとめるかというのは大臣から出て、それに基づいて1ページ目が書かれて、それに沿って少し後ろのほうも構成を変えたというふうになっています。

そういう趣旨でもう一度、そのように書かれているかどうか見直すと同時に、毎年のことなのですけれども、全て盛り込むと第4次計画と同じになってしまうのです。だから載らないからやらないという意味ではなくて、とりわけその中で今年度、来年度重視して取り組んでくださいというものが載るという趣旨で、その辺は御理解いただければと。載らないとやらないというのではなくて、今回の考え方とすれば、これをとりわけ考慮してやってくださいというものとして書くということだと思いますので、もちろんそういう趣旨で落ちていたら困るので、載せるということはありませんけれども、ここにはないからやらないというわけではないので、それはそういう趣旨だということです。

もう1つ、男女という書き方については、ここは基本的には基本法に基づいて会議があって、その中でということですので、その辺は皆様も御理解をいただいている、教育の現場では少し御検討いただきたいという御発言だと思いますので、それは検討させていただきます。

これは別ですけれども、先ほどのセクシュアル・ハラスメントについて言うと、去年、均等法の中では指針のところではLGBTについてのハラスメントも書かれるようにはなっています。今回は男女共同参画基本法の中でということですので、ですからいわゆる均等法の中でのセクシュアル・ハラスメントの中身は何かというのでは、男女だけではなく広目になるようには指針は変わっています。

それでは2巡目ということではどなたからでも。ただ、1人で10分はまずいと思います。では、白河委員、どうぞ。

白河委員 最初に申し上げたことと少しかぶるのですが、1ページ目、課題として認識されていても、その課題を解消するための取組が不十分であったりする現状があるというところの後に、この不十分なことが並んでいます。まさに今年重点的に取り組むとしたら、この女性に対する暴力ではないか。順番ではそれが1番最後に来ているのです。マスコミもこの男女共同参画の会議でどういった結論が出るのか、そして、重点方針にどういったものが入ってくるのか、本当にセクハラ防止法などができるのかということで非常に注目しています。せっかくこの安心・安全が先に来たとおっしゃったので、この最初のほうに

女性に対する暴力を入れたほうが良いのではないか。APECなどでも女性の活躍、エンパワーメントと暴力の防止というのはセットで、項目として多くのページを割かれているものですし、また、ILOのこともあります。ぜひこの最初のほうにまず持ってきてほしいなど。困難の中に男性の無償労働の時間が少ないということも入っているのですが、ここは男性の家庭参画の遅れも指摘すべきではないかと思いました。

佐藤会長 どうもありがとうございます。

確かにここは書いてあるわけだから、順序を変えるというのは。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。初めから時間を抑えてしまったみたいだけれども、言い残したことがあれば。皆さん御発言いただいたということでもよろしいですか。どうぞ。

高橋議員 先ほどの趣旨の補足でございますが、従来の少子化対策をどう総括するのかというのをまず明確にする必要がある。と言いますのは、私の印象では従来の少子化対策の延長線上でまだ議論が進んでいると感じているものですから、同じ内閣府の中に少子化克服戦略会議と男女共同参画会議があるわけで、本来であれば意見交換をすとか、あるいは座長ヒアリングをすとか、少しすり合わせをしておく必要があるのではないかとこの印象を持っております。

先ほど申し上げたことに関連してでございますが、私は子育て支援に関わってきて一番悩んでいることは、子育て支援を本当に必要としている人にそれが伝わらない。非常に困難だということが一番の悩みの種でございます。単に経済的支援だけでは子育て基盤の整備としては十分ではないのではないかと。多くの方が虐待に苦しんでいまして、ずっとお話をしていると、どうしてもかわいいと思えないとおっしゃる。そういう方に幾らお金を渡しても問題は解決しないわけございまして、もう少し家庭教育の質を向上させるための対策も必要なのではないかということでございます。

もう1点は、先ほどライフデザイン教育の話をしましたけれども、妊娠・出産、子育てに向けたライフデザイン教育の在り方を見直す必要があるという指摘が従来、行われておりますが、このことが余り原案に入っていないということに対して、私はもう少し入って良いのではないかとこのことを希望として申し上げます。

佐藤会長 よろしいですか。では、どうぞ。

辻村議員 先ほど申し上げたのですけれども、男女共同参画会議に出す文書は、男女共同参画・女性活躍になっておりまして、女性の活躍だけを書かなくても良いというか、裏を返せば男女共同参画を推進することによって、女性が活躍しやすい環境を作るという段階構造になっていると思います。暴力の問題でも、女性に対する暴力専門調査会としては、女性に対する暴力と中心に扱うのですけれども、全体の流れは普遍化の方向です。例えば刑法177条を改正して、女性に対する強姦罪ではなくて男性の性的自由も保護法益として認めるといように動いているわけです。セクシュアル・ハラスメントについても今回は女性のセクシュアル・ハラスメントが問題になっておりますけれども、男性に対するセクシュ

アル・ハラメントもある、という意味で、女性の活躍だけを目指す文書だとそれを書くのはなかなか難しいのですが、こちらはせっかく男女共同参画・女性活躍になっているので、男女ともに被害者になり得るという視点を入れることができます。

さらに言えば、男性にとっても女性にとっても、あるいはLGBTにとっても共通するような差別解消の方向と言いますか、差別解消の在り方、ハラメント防止の在り方というか、という形で、今後の展望のようなものを明らかにしていく視点がどこかに入ると良いなと考えます。これは結局、3年間骨組みは同じですが、3年目に、安全・安心を1番に持ってきて、原点がまだ解決されていないというところに来たので、その次、今度はどういう方向にゆくかという方向性を考えて、女性だけではなくて男女共同参画の視点で発展させていくという歴史というか、流れを作りたいと思います。

佐藤会長 ですから先ほど言いましたように、均等法のほうは女性だけではなくて男性についてのハラメントはそうなっているのです。

では最後で良いかな。

堀江委員 先ほど高橋議員がお話されたところの補足で、私が先ほどお話をさせていただいていた12ページの学校教育のところ、家族の在り方を含めたというところを書いていただきたいというところが、まさに高橋議員がおっしゃっていたところとつながるかなと思っております。今、子供たちと思われている人たちがこれからの親になっていくというところになりますので、単純に1人1人の生き方というところとプラスして、親としてというところの教育も加えていくという意味合いも含めて、例えば家族の在り方を含めたというところを書いていただいたりですか、そういうところがあると更に少子化的なところも加わるのかなと思っております。

佐藤会長 事務局から何かありますか。

岡田総務課長 先生方からいろいろ御意見をいただきまして、会長と御相談しまして検討させていただいてと思っております。

既に暴力専門調査会、先ほど辻村先生からもお話をいただきましたけれども、セクハラ対策につきましては野田大臣のもとで対応を検討しているところでございますということを一言、御報告いたします。

渡辺委員 家庭教育や家族の在り方について考えるときに、ぜひ考慮が必要なことがあります。母親だけ、あるいは1つの家庭の中だけに閉じて子育てをしないことが重要です。子供を社会全体で育てること、孤独な母親がかなり問題になっていますので、あくまでも開く、社会全体で子どもを育てるというニュアンスは、ぜひ入れていただきたいと思えます。

佐藤会長 どうぞ。

横田委員 起業です。先ほど公共調達の話とかお話をしました。そもそも経産省のネットワーク支援を行う現取組が5か年。ちょうど第4次計画と伴走しているような形になるのですが、今、ネットワークが自走をいずれしてもらえるように仕込んでいっているところだと思

います。終了後の施策を根付かせるため、残り2年こは非常に大事。ちゃんと起業に関するデータを整え次の施策に備えることが非常に大事だ。

公共調達や、企業がどれくらい取引を女性起業家としているか現状把握だけでも進められるように、ぜひ検討していただきたい。

あと起業以外について気になったことがあります。中高までの教育の中では男女差がないようになってきているのだけれども、大学に入ったらいきなりサークルなどで女の子扱いされると聞く。ジェンダー教育という面で高等教育で断絶があるというのはどうしたら良いものかという問題意識の共有です。

以上です。

佐藤会長 大体御意見を出していただいたということでよろしいでしょうか。

これは5月23日に開催予定の男女共同参画会議に報告するというスケジュールなのです。そういう意味で今日が16日です。ですからその期間でやるということですので、それともう1つ、これは府省にきちんとやっていただくという趣旨でまとめますので、そういう意味では多少、調整も必要になります。

そういうことで皆さんの御意見を踏まえて事務局と相談させていただいて、まとめさせていただきます。私のほうで一任させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

佐藤会長 御了解ありがとうございます。

男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項については、本日の御意見を踏まえた上で事務局も含めて相談し、重点方針専門調査会として取りまとめたいと思います。それを5月23日に開催予定の男女共同参画会議に報告することになってはいますが、恐縮なのですけれども、私がどうしても出席できませんので、辻村議員に代理でお願いしたいということで御了解いただければと思います。今回、特に構成が変わりましたので、よろしくお願ひいたします。

それでは、最後に事務局から御説明をいただければと思います。

岡田総務課長 今、会長がお話になりましたけれども、重点取組事項(案)につきましても、今いただきました御意見を踏まえまして、会長とも御相談しまして修正しましたものを、委員の皆様にお送りさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

佐藤会長 回数は余り多くなかったのですけれども、熱心に御議論いただいてどうもありがとうございました。これを踏まえてこれからまとめの段階に入りたいと思います。

最後ですけれども、本日、御欠席の川島委員から、これは次回からになると思いますけれども、専門調査会の運営について御意見が出ていますので、事務局から御説明いただければと思います。

岡田総務課長 資料3を御覧いただければと思います。非常に反省する点が多い御意見をいただいております。

今後の調査会の進め方として6点、御提言いただいております。事務局といたしまして

は、今後の調査会、日程確定、また、当日の配付資料等につきまして、御指摘いただきましたことを深く受けとめさせていただきまして、今日でまずは当面、一旦終了ということでございますけれども、次回以降の運営に当たりまして可能なものから取り組ませていただきたいと思います。御理解いただければと思います。

佐藤会長 川島委員の御意見は、皆さんに御議論していただく時間をたくさん取れるような運営にしてほしいという趣旨だと思います。それで皆さんが出席できるようなということですね。多分これは皆さんから日程を戻してもらう時期でもあるので、できるだけ早く戻していただかないと調整できないということも一部あるかなと思います。

では、どうもありがとうございました。それでは、これから次回以降、皆さんの御意見を出していただく時間を多くとるような運営にさせていただければと思います。

本日の専門調査会はこれで終わらせていただければと思います。どうもありがとうございました。